

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 6 月29日

【会社名】 東亜建設工業株式会社

【英訳名】 TOA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早 川 毅

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号

【電話番号】 03(6757)3800

【事務連絡者氏名】 管理本部総務部長 木 村 徹 也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿三丁目 7 番 1 号

【電話番号】 03(6757)3800

【事務連絡者氏名】 管理本部総務部長 木 村 徹 也

【縦覧に供する場所】 東亜建設工業株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区太田町一丁目15番地)
東亜建設工業株式会社 千葉支店
(千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番3号)
東亜建設工業株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦三丁目4番6号)
東亜建設工業株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区靱本町一丁目4番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

2023年6月29日開催の当社第133回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき90円 総額2,008,463,130円

効力発生日 2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社現行定款について、次の理由から所要の変更を行うものであります。

監査等委員の役割がさらに重要性を増している中、監査体制の強化、充実を定款上担保するべく、監査等委員の員数の下限を、会社法第331条第6項が定める3名より1名多い4名と定めるものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)8名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く)として、秋山優樹、早川毅、廣瀬善香、本多將人、高橋功、木村克尚、中尾剛及び国谷史朗を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、小川信行、岡村眞彦、渡邊光誠及び半田(佐々野)未知を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令もしくは定款に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、すべての監査等委員である取締役の補欠として、関根嘉奈子を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%) (注) 4	
第1号議案	177,996	176	3,100	(注) 1	可決	94.55
第2号議案	177,982	190	3,100	(注) 2	可決	94.54
第3号議案						
秋山 優樹	176,477	1,695	3,100	(注) 3	可決	93.74
早川 毅	176,677	1,495	3,100		可決	93.85
廣瀬 善香	176,855	1,317	3,100		可決	93.94
本多 将人	176,855	1,317	3,100		可決	93.94
高橋 功	176,853	1,319	3,100		可決	93.94
木村 克尚	176,854	1,318	3,100		可決	93.94
中尾 剛	176,856	1,316	3,100		可決	93.94
国谷 史朗	176,864	1,308	3,100		可決	93.95
第4号議案						
小川 信行	176,065	2,106	3,100	(注) 3	可決	93.52
岡村 真彦	176,865	1,307	3,100		可決	93.95
渡邊 光誠	176,780	1,392	3,100		可決	93.90
半田(佐々野)未知	176,871	1,301	3,100		可決	93.95
第5号議案				(注) 3		
関根 嘉奈子	176,899	1,274	3,100		可決	93.96

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）し、出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）し、出席（株主総会前日までの事前行使分を含む）した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成割合の計算方法は、株主総会に出席した株主の議決権の数（株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。